

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
(R5) 合同宿舍建具・外壁改修工事 監理業務委託 広島県広島市南区出汐2-827-2ほか 令和5年8月3日～令和6年3月31日 「建築士事務所」	支出負担行為担当官 中国財務局総務部長 村上 佳子 広島県広島市中区上八丁堀6-30	令和5年8月3日	有限会社高木建築設計事務所 広島県竹原市中央2-11-16	6240002049527	一般競争入札	3,216,827円	1,980,000円	61.5%				
鳥取第1地方合同庁舎 ロードヒーター更新工事 鳥取県鳥取市富安2-89-4 令和5年8月8日～令和5年11月30日 「電気工事」	分任支出負担行為担当官 中国財務局鳥取財務事務所長 森田 哲次 鳥取県鳥取市富安2-89-4 ほか2官署	令和5年8月7日	扶桑電気工事有限会社 鳥取県鳥取市商栄町167	1270002001299	一般競争入札	13,492,419円 (A)	330,000円	71.7% (B/A×100)				分担契約 契約総額 9,680,000円 (B)
広島合同庁舎4号館揚水ポンプ取替工事 広島県広島市中区上八丁堀6-30 令和5年8月9日～令和6年3月29日 「管工事」	支出負担行為担当官 中国財務局総務部長 村上 佳子 広島県広島市中区上八丁堀6-30 ほか2官署	令和5年8月8日	株式会社タイトー設備工業 広島県福山市曙町3-5-1	7240001031220	一般競争入札	5,729,359円 (A)	110,000円	72.1% (B/A×100)				分担契約 契約総額 4,136,000円 (B)
(R5) 広島市安芸区船越南所在国有建物等解体工事 広島県広島市安芸区船越南2-1920-22 令和5年8月16日～令和6年3月29日 「建築一式工事」	支出負担行為担当官 中国財務局総務部長 村上 佳子 広島県広島市中区上八丁堀6-30	令和5年8月15日	有限会社丸真 広島県呉市広白岳2-12-11	4240002034167	一般競争入札	112,750,000円	73,370,000円	65.0%				
(R5) 広島市安芸区船越南所在国有建物等解体工事監理業務委託 広島県広島市安芸区船越南2-1920-22 令和5年8月16日～令和6年3月29日 「建築士事務所」	支出負担行為担当官 中国財務局総務部長 村上 佳子 広島県広島市中区上八丁堀6-30	令和5年8月15日	株式会社ニッテイ建築設計 東京都中央区日本橋人形町3-10-1	5010001053818	一般競争入札	2,222,427円	1,518,000円	68.3%				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
(R5) 合同宿舍舟入住宅8号棟模様替工事 広島県広島市中区舟入南5-1131ほか 令和5年8月24日～令和6年3月29日 「建築一式工事」	支出負担行為担当官 中国財務局総務部長 村上 佳子 広島県広島市中区上八丁堀6-30	令和5年8月23日	株式会社プランニング三誠 広島県広島市西区西観音町1-18	6240001014853	一般競争入札において再度の入札を実施しても、落札者となるべき者がいないことから、会計法第29条の3第5項及び予算令第99の2に該当するため。	164,859,421円	164,780,000円	99.9%					

（注1）「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

（イ） 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

（ロ） 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

（ハ） 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

（ニ） 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

（イ） 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

（ロ） 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

（ハ） 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

（ニ） 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

（ホ） 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

（ヘ） 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

（注2）公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
(R5) 舟入住宅ほか建物点検業務 一式	支出負担行為担当官 中国財務局総務部長 村上 佳子 広島県広島市中区上八丁堀 6-30	令和5年8月1日	株式会社木下エネルギーソリューションズ 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内5998-1	3240001045562	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	4,686,000円	-				
広島合同庁舎排水槽等清掃業務 一式	支出負担行為担当官 中国財務局総務部長 村上 佳子 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 ほか1官署	令和5年8月15日	株式会社ヒロエー 広島県広島市南区出島 2-13-35	9240001009917	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	110,000円	-				分担契約 契約総額 1,975,600円
定期健康診断等業務委託 （単価契約） 一式 100名程度	支出負担行為担当官 中国財務局総務部長 村上 佳子 広島県広島市中区上八丁堀 6-30	令和5年8月24日	国家公務員共済組合連合会 広島記念病院 広島県広島市中区本川町 1-4-3	2010005002559	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	@4,504円/人 ほか	-				単価契約 予定調達総額 718,895円

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

（注1）「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

（イ） 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

（ロ） 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

（ハ） 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

（ニ） 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

（イ） 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

（ロ） 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

（ハ） 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

（ニ） 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

（ホ） 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

（ヘ） 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

（注2）公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。